平成２９年（フ）第１３９３号
大阪府門真市古川町12番119号藤井ハイツ203号
債務者　大水流常男
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４０７号
大阪府池田市井口堂２丁目９番３―56号
債務者　朝倉　京子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４３５号
大阪府摂津市鳥飼西４丁目13番12号
債務者　小林　智江（旧姓和田・濱田）
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４５４号
大阪市淀川区宮原５丁目７番12―903号
債務者　前田　剛志
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４５５号
大阪市東淀川区菅原２丁目５番25―302号、前住所大阪市東淀川区菅原２丁目３番４―34号
債務者　前田　悦子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４６０号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号、前住所大阪府茨木市沢良宜浜１丁目３番８号　メゾンファミール205号
債務者　岩阪　史朗
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４６１号
大阪市淀川区東三国４丁目14番16号　大福ビル403号
債務者　谷藤　剛史
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５号
香川県高松市鹿角町171－８　レオパレスM105、住民票上の住所香川県高松市飯田町1035番地１　市住37―267
債務者　山下　志保（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３４４号
福岡市南区横手２丁目４番４号
債務者　平田　哲夫
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３６５号
福岡市城南区長尾１丁目４番７号
債務者　野田　　真
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３７２号
福岡県大野城市仲畑３丁目４番21号
債務者　田井　　浩
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３７３号
福岡県大野城市仲畑３丁目４番21号
債務者　田井加奈子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４４号
北海道帯広市西14条南１丁目２番地７　レオパレスはいろーどⅡ105号室
債務者　欠　　信裕
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第７号
山形県鶴岡市東新斎町２番36号　エスポワール東新斎町Ｂ－３号室
債務者　斎藤　文子
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第２６号
群馬県太田市東新町611番地２　日野コーポラスＡ―101号
債務者　内田　圭祐
1　決定年月日時　平成29年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第８号
新潟県上越市中央１丁目３番４号
債務者　小関　博彦
1　決定年月日時　平成29年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第２０５７号
愛知県日進市五色園４丁目1701番地
債務者　藤澤あきな
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部